

「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則（令和4年農林水産省令第42号）第1条第1項の農林漁業に由来する環境への負荷の低減に相当程度資するものとして農林水産大臣が定める事業活動案等について」の意見

（特定非営利活動団体）日本有機農業研究会
理事長 魚住 道郎

I みどりの食料システム法の省令第1条第1項に関する「農林水産大臣が決める事業」について

1 「水耕栽培」は、本来の農業ではなく、「植物工場」と言われる工業的農業であり、「環境と調和のとれた農業」（環境負荷低減事業）に加えるべきではない。

農林水産省は、2005年に、「環境と調和のとれた農業生産活動規範」を策定している。その第一項は「土づくりの励行」とされ、「土づくりは、環境と調和のとれた農業生産活動の基盤となる技術である。」と記されている。また、「農業の自然循環機能」（農業生産活動が自然界における生物を介する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能）を増進させることが重要であることは、食料・農業・農村基本法、有機農業推進法等に書かれている。

農業は「土壌」があり、「土づくり」が基盤である。特に有機農業や環境保全型農業に必要なのは、農薬・化学肥料等で「土」の中にいるミミズや微生物を傷めつけないこと。これらの働きによって肥沃度が養われ、植物（作物）のもつ生命力・生産力が高められる。

「水耕栽培」は施設園芸・植物工場であり、農地・地面を覆い隠し、施設建設にも、またその維持にも大量のプラスチックを含む建設資材を用い、電力・石油をはじめとするエネルギーを大量に使い続ける。一般の農家も、農業・農村に今こそ必要な小規模農家にとっても、もしも計画に加われれば、過剰投資による借金、赤字経営に陥り、離農を助長することになり、資本力のある企業や他産業による支配を招くことにつながる。健全な農村生活の維持・持続性にはつながらない。消費者にとっても、レタスやハウレンソウという名の工業製品のようなパック野菜を「環境調和型」や「環境負荷低減」であると、だまされることになる。「水耕栽培」を「環境負荷低減事業」に加えるべきではない。

2 「生分解性プラスチックを用いた資材の使用」（生分解性マルチ）の推奨は、生分解性マルチ資材が化学処理されている資材であり、生分解の有効性、分解課程での土壌への影響、分解課程及び分解後の土中生物への影響等は十分に検証されていないことから、「環境負荷低減事業」に加えるべきではない。

「生分解性マルチ」が、プラスチックを削減する方法として挙げられているが、これは従来のプラスチックマルチ資材は、取り外しの手間、回収・処分の手間があるが、「生分解性マルチ」の場合は使用後はそのまま土壌に鋤き込むことができるので効率が上がることがメリットとされている。だが、生分解性マルチ資材は、「有機農業では禁止」とされる、化学処理されている資材であり、また、分解速度や生分解の有効性、分解過程での土壌の物理性・生物相への影響等は十分に検証されていないのが実態である。「環境負荷低減事業」に加えるべきではない。

II 「環境負荷低減事業」実施上の留意事項、事業として加えるべきである取組みについて

1 化学肥料の低減に関連して、「良質な堆肥」が必要である。そのため、次が必要である。

畜産糞尿、下水汚泥・屎尿からも「肥料」をつくることが挙げられているが、これには、家畜用薬剤・抗菌剤、重金属、有機フッ素化合物等の含有について厳しい規制をすべきである。

「良質な堆肥」をつくる観点からも、現行で多用されるこのような家畜への薬剤投与・飼料への抗菌剤添加等の見直し、遺伝子組換え飼料使用の削減について留意した厳しい規制を行うこと、他方、

良質な堆肥のガイドラインを作成するなどして、堆肥等の有機質資材の品質を保つことが長期的な持続可能性の観点からも必要である。

2 「環境負荷低減事業」の一環として、環境の「生物多様性」を増進・創造するために農地を活用して行われる取組みを加えるべきである。

例えば、遊休農地や農地周りを利用するビオトープの創生・管理、生きもの調査の活動、コウノトリ・トキ等の保護区の設置・管理など、化学農薬・化学肥料等の削減を通して行われる生物多様性保全とは別の、直接的な生物多様性の増進・創造に資する事業を支援するべきである。

なお、直近の「環境支払」（環境保全型農業直接支払交付金）の対象の一つに、水田の「長期中干」があるが、カエル・トンボの幼虫をはじめとする水中生物が干上がってしまうことになる。そうした生物を増やすことにより害虫を押さえるという有機農業の病害虫防除の基本（生物多様性防除）からみると、妨げになる。魚道の設置や三面張り側溝から従来型への復元などを推奨すべきである。

以上